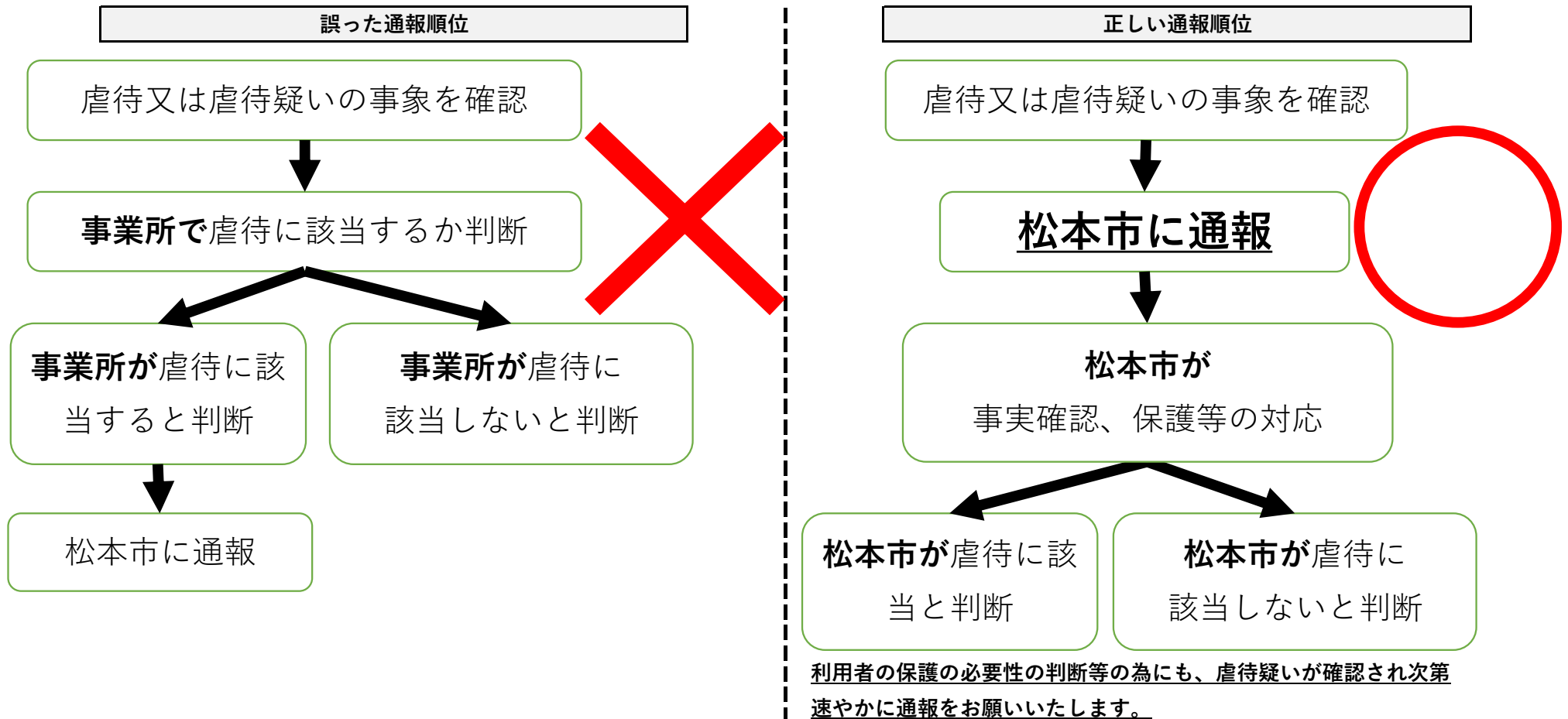


虐待及び虐待疑いの通報に関する留意事項

高齢者虐待防止法 第21条第1項

通報義務

養介護施設従事者等は、要介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、速やかに市町村（松本市）に通報しなければならないと定められています。



★通報先

高齢福祉課福祉担当 TEL 34-3061、 西部福祉課 TEL 92-3002、 各地域包括支援センター、 高齢福祉課給付担当 TEL 34-3213